

取扱区分：「公開」

令和3年第10回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年10月11日（月）10時00分

於：周南市シビック交流センター 交流室1

令和3年第10回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年10月11日(月) 午前10時02分 ~ 午前10時45分

2 場 所 周南市シビック交流センター 交流室1

3 出席者等

(1) 出席委員 14人

第2番	有馬俊雅	第3番	岩田実
第5番	白石純治	第6番	高橋恵
第7番	田中榮作	第9番	野村邦幸
第10番	林俊一	第11番	原田雅之
第12番	弘中壽	第13番	藤井孝
第14番	藤原典子	第16番	山崎光男
第17番	笠井保雄(会長職務代理者)		
第18番	山下敏彦(会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 4人

第1番	秋貞啓子	第4番	佐伯伴章
第8番	歳光時正	第15番	松田孝行

(3) 事務局職員 5人

局長	山本尚秀	次長	杉岡清伸
次長補佐	時重智一	書記	重岡のぞみ
書記	和田智幸		

(4) 関係部署職員 なし

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項（継続審議）

議案第33号 1番 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

第3 議決事項

議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 7件

議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第40号 農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出について 1件

第4 報告事項

報告第57号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について 3件

報告第58号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 1件

報告第59号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利取得の届出について 1件

報告第60号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について 1件

報告第61号 農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について 1件

報告第62号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について 1件

報告第63号 現況が農地でないことの証明について 4件

第5 議決事項（追加）

議案第41号 農地利用最適化推進委員の辞任について 1件

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中14人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第1番秋貞啓子委員、第4番佐伯伴章委員、第8番歳光時正委員、第15番松田孝行委員の4人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表及び追加議案（その2）を配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時02分 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和3年第10回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第14番藤原典子委員、第16番山崎光夫委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、継続審議の議決事項に入ります。

議案第33号1番「農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

杉岡事務局次長

いて」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

議案書の1ページ、議案第33号1番「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。

本議案は、先月の9月総会において、継続審議となったものですので、内容についての詳細な説明は、省略させていただきます。

議案書とあわせて、事前に配布しております関連資料をご覧ください。

9月総会では、藤原委員から「事業計画書に示された資材の総量に対し、土地利用計画図に記載された土地の利用面積がかなり広く、農業委員会が審議するための図面としては不適切」との指摘があり、笠井会長職務代理者から「継続審議として農業委員会としての意見をまとめる」ようにとのご意見をいただいたところです。

申請人に総会での審議の状況を伝えましたところ、改めて近隣の宅地造成工事や計画を精査され、お手元に配付のとおり修正後の事業計画書、別紙及び土地利用計画図を提出されました。

この「修正後」の別紙には、「今後の事業の見込み」が具体的に記載されています。「申請者が、土木工事に使う資材を大量に仕入れ、土木業者に提供する」ため、申請地の「近隣で宅地造成工事や計画」に相応の資材置場が必要だとのこと。これにより、修正前の事業計画書では「資材の種類と数量は、工事車両3台、碎石10t、真砂土10t」でしたが、修正後の事業計画書では、「資材の種類と数量は、工事車両3台、建設機械2台、建設機材一式、作業員駐車場5台、碎石110t、真砂土80t、残土80t、物置倉庫1棟」に修正されたところです。修正後の土地利用計画図は、修正後の事業計画書に記載された資材の種類と数量に相当するものです。

本申請は、この修正後の事業計画書、土地利用計画図を含め必要な書類も完備されており、許可要件を満たしております。

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関し、議案第33号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

他に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号1番の案件について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり。）

ご異議がありませんので、議案第33号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議事日程第3、議決事項に入ります。

それでは議案第37号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

2ページから4ページの議案第37号は、1議案7件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の合計面積が1,639平方メートルの農地です。

現況は休耕地となっています。

権利移動は所有権移転で、申請譲渡人は自ら耕作ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

取得後の耕作面積は約108アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の秋貞委員より現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

山本事務局長

山本事務局長

それでは、お預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

議案第37号1番についてご報告いたします。

9月3日に事務局と共に現地を確認、10月7日に譲渡人、譲受人ともに電話にて確認いたしました。

譲渡人の母が昨年亡くなられましたが、生存中も高齢の為、自宅そばにある農地は、何人かの人によって利用権設定で、何年かは水田として、ここ何年かは牧草を植える等して管理されてきました。

長男である譲渡人は、自宅が離れており、家も農地も管理することが難しいため、この度、農地付きの家屋として売却を望んでおられます。

現地は県道すぐそばの住宅と農地ですので、利便性もよく管理しやすい場所であります。

譲受人は15年前より、この地区内に他の農地を求められ、既に農業もされています。

自家消費が主ではありますが、JAの生産者として登録され、出荷もされています。

乗用トラクター1台、管理機1台、キャタピラー式草刈機1台、草刈機2台、チェーンソー2台、軽トラックも保有され、この農地は野菜を主に、果樹も有機栽培を考えておられます。

自宅は別の地区にあるため、土日、祝日、連休を中心に、必要があれば、出勤の前後に耕作するとのことでした。

この近隣の農家さんとも顔馴染みであり、意思疎通は日頃より図っておられます。

譲受人夫婦と子供家族と共に耕作に励み、収穫の喜びを感じたい

議長（山下会長）

とのことですよ。

どうかよろしくご審議、お願い申し上げます。

ただ今の議案第37号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第37号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

番号2番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の合計面積3,336平方メートル及び畑1筆の面積1,354平方メートルの、総計が4,680平方メートルの農地です。

現況は、1,354平方メートルの田は、畑として利用されており、1,976平方メートルの田は耕作されていますが、1,360平方メートルの田は休耕地となっています。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は自ら耕作ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

取得後の農地は、約80アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

藤井委員

第13番藤井委員

13番藤井です。

この土地は、以前から当事者間で利用権設定がされていて、この度、所有者である貸付人が緒事情により離農することになり、借受人に譲り渡すことにしました。

所有者が変わるだけで、何ら問題はありません。

ご審議の程、お願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第37号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第37号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

番号3番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田5筆の合計面積が、4,506平方メートルの農地です。

現況は、5筆とも田として耕作されています。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は高齢のため、耕作が困難となり、農業後継者もいないため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

取得後の農地は、約164アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

第2番有馬委員

2番の有馬です。

議案第37号第3番について、去る9月21日に、農業委員会事務局職員と現地を確認するとともに、9月30日に譲渡人と譲受人の代理人に電話で意思確認をいたしましたので、ご報告いたします。

まず、農地の現状については、5筆とも水稻が行われております。

譲渡人は以前から高齢のため、耕作が困難であり後継者もないことから、譲渡し先を探していたとのことです。

譲受人は経営規模の拡大を考えていたところ、譲渡人から申し出があり応じることにしたとのことです。

譲受人は、従来から申請地を耕作するとともに、申請地周辺で水稻をしており、効率も良いことから買い受けることにしたとのことです。

なお、申請地は引き続き水稻を行うとのことです。

譲受人は、乾燥機や粃すり機も所有されており。ご家族で意欲的に農業に取り組んでおられますので、特に問題ないと思います。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案37号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号3番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

番号4番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の合計面積3,419平方メートル及び畑2筆の合計面積377平方メートルの、総計が3,796平方メートルの農地です。

現況は、田3筆については耕作されていますが、畑2筆については、休耕中です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は農業経営の維持が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

取得後の農地は、約111アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の松田委員より現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出して頂いておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

山本事務局長

山本事務局長

それでは、お預かりしております、説明原稿を代読させていただきます。

9月15日、譲渡人と会いました。

4、5年前、申請地を相続し、田として耕作されて来ました。
申請地より約2キロメートル離れた実家から、トラクターに乗り、道路を走行して農地まで運び耕作しているという状況でした。
なかなか大変だということでした。

そのため、2、3年前から農地の買主を探していましたが、この度、申請地の近くに住む譲受人が見つかり、譲り渡すことになったそうです。

尚、譲受人にも同日お会いし、引き続き水稻の作付けをする意思があるということを確認しました。

ご審議の程、宜しくお願いします。

議長（山下会長）

ただ今の議案37号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号4番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第37号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号5番と6番は譲渡人等と譲受人等が、それぞれ同じ方なので一括議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

番号5番及び6番を一括してご説明いたします。

まず、番号5番についてですが、所在、地目は記載のとおりで、田2筆の合計面積が1,381平方メートル、畑1筆の面積が330平方メートルで、総計が1,711平方メートルの農地です。

現況は、田2筆は休耕地ですが、畑1筆については、耕作されてい

ます。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は、農地を相続しましたが、単身者であり、全ての農地を管理するのは困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、以前から譲渡人の農作業の補助をしていましたが、今後積極的に耕作に携わり栽培するため、譲り受けるものです。

続きまして、番号6番です。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,777平方メートル、の農地です。

現況は、田として耕作されています。

権利移動は使用貸借で、申請貸付人は相続した農地を全て管理するのが困難なため、貸し付けて農地を維持管理するものです。

借受人は、田を耕作するため、借り受けるものです。

番号5番及び6番の権利取得後の農地は、約35アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番の原田です。

議案第37号5及び6番について補足説明いたします。

尚、5番については所有権の移転、6番については使用貸借権の設定ですが、申請者を譲渡人、譲受人として説明します。

去る10月3日に現地確認及び譲渡人と現地にて意思確認、10月8日に譲受人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

農地の現状ですが、235平方メートルの田、330平方メートルの畑については、一部畑で野菜が栽培され、周辺は草刈りがされており

ました。

1,146平方メートルの田については、自己保全管理で草刈りがされておりました。

また、1,777平方メートルの田は水稻が作付けされ、既に収穫が終わっておりました。

譲渡人の話では、相続により申請地を取得したものの、単身者で全てを管理するのが難しく、以前より農作業の補助をしてくれている譲受人に、譲受人住居周辺の3筆については譲渡し、水稻を作付けしている1筆については使用貸借するとのことでした。

譲受人は、現在農地を所有はしていないものの、今までも譲受人の周辺の譲渡人の農地で野菜の栽培及び草刈り等管理をしており、この度、住居周辺の農地を3筆取得するとともに、水稻の作付けにも挑戦するというので、1,777平方メートルの田を借り受けるとのことでした。

譲受人は、耕運機、草刈機、軽トラ、運搬車を所有しており、水稻の作付けに必要なトラクター、田植え機、コンバイン等機材については譲渡人の機材を借り受けるとのことでした。

特に水稻の栽培については、譲渡人の助言助力を受けながら行いたいとのことでした。

譲渡人も出来る限りの協力を行うとのことでした。

地域の農業を近所同士で助け合いながら行う形は、今後の農業の一つの形態ともいえると思います。

また、家族の協力もあり問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただ今の議案37号、番号5番及び6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議長（山下会長）

議案第37号、番号5番及び6番について採決を行います。
許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号5番及び6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号7番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

番号7番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積2,831平方メートルの農地です。

現況は、ここ数年耕作された様子のない、休耕地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、遠隔地に居住しており耕作が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

取得後の農地は、約40アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長 (山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

高橋委員

第6番高橋委員

6番高橋です。

7番につきまして、9月27日に事務局と現地にて確認いたしました。

譲受人とは、後日直接会って確認いたしました。

譲渡人とは、電話で確認しております。

申請地の現状は長く耕作されておらず、かなりの雑草が繁茂しておりました。

譲渡人は遠方で、今後も申請地での耕作は難しいため、申請地の近隣に住む譲受人に売買するとのことです。

譲受人は建設業を営んでおりますが、畑なども所有し、耕作されておりますので、耕作に必要な農機具等も所有しており、今回の申請地も開墾して、親族の経営する加工場に、加工用の果樹を栽培し、提供していきたいとのことです。

特に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただ今の議案37号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号7番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

5ページの議案第38号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

本件は、令和3年7月12日に開催の第7回総会における、議案第29号の番号1番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、市長に、「異議がない」旨の答申をしたものです。そ

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

の後、山口県から、令和3年8月17日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

申請人は記載の通りで、現住居は土砂災害特別警戒区域に有ること、老朽化による建て替えが必要なため、自己用住宅を建築しようとするものです。

申請地は、勝間小学校から北西へ約1,200メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農用地区域除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましても、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。さらに、転用が許可となる場合は、農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番原田です。

議案第38号1番について補足説明いたします。

本案件は本年7月総会時に審議可決されました、農業振興地域整備計画の変更申請に伴う申請です。

去る9月17日に現地確認、10月8日に申請人と改めて電話にて意思確認をいたしましたので、報告いたします。

申請地は現在住んでいる住居に隣接しており、現在自己保全管理で、草刈りがされておりました。

申請人は、現在住んでいる住居が老朽化し、建て替えを考えてい

るが、現在の敷地が土砂災害特別警戒区域に該当しており、建て替えできないため、高低差もなく隣接している農地を分筆し、宅地利用したいとのことでした。

申請地は水路もないため、長年畑として利用していたとのことでした。

申請地周辺は申請者所有の農地で、農地の日当たりも考慮して新築家屋の位置、高さを考慮しており、雨水は河川、生活排水は合併処理浄化槽を介して河川への放流のため、農業用水への影響もありません。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第38号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号、番号1番について採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「適当である」旨の回答などの条件が整えば許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号、番号1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、駐車場が離れていること、また、

それも手狭になったため、自宅前の農地の一部を自己用駐車場にしようとするものです。

申請地は、大河内小学校から南西約1300メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、公図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番の原田です。

議案第38号2番について補足説明いたします。

去る9月17日に現地確認、10月8日に再度現地確認及び申請人と電話にて意思確認をいたしましたので報告いたします。

申請地は、現在自己保全管理で、草刈りがされておりました。

申請人の話では、以前は畑として耕作していたものの、ここ2年は耕作しておらず、草刈りをして管理しているとのことでした。

申請人は、世帯で所有している車両を、現在は離れた場所及び家の前の路上に駐車しており、雨の時など不便であるとともに、路上に駐車することも改善するため、家の前の申請地を駐車場にしたいとのことでした。

申請地周辺は申請人住宅、進入路、申請人所有農地で、汚水の発生もなく雨水は自然流下で、農業用水への影響もありません。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしましたが、特に問題はないと考えます。

議長（山下会長）

ご審議の程、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第38号、番号2番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

6ページの議案第39号をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積858.83平方メートル、パネル枚数386枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが2基です。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野支所から南西約600メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

12番弘中です。

当案件に付きまして、去る9月24日、事務局と現地調査いたしました。

それまでに、譲渡人及び譲受人について、売買契約の意思のあることについて確認しております。

申請の農地については、農振地域の第2種区分にあたる場所でありまして、特に、周辺の隣地部分が宅地に囲まれておるという状態の位置にあります。

よって、各許可要件は満たしておりますので、あとは当農業委員会からの注意事項が留意されることを望みます。

よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第39号の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第39号は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号、「農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

7ページの議案第40号は、農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する農地利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見として、別紙の「令和4年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見（案）」をまとめましたので、本意見を周南市長へ提出することにつきまして、ご審議を求めるものです。

委員の皆様には、先月の総会後の協議会で9月10日現在の未定稿の案をお配りし、ご意見や要望、お気づき等の提出をお願いしました。

また、農地利用最適化推進委員の皆様にも、同様に未定稿の案を送付し、ご意見等の提出をお願いいたしました。

その結果、皆様から数件のご要望やご意見をいただき、この意見の中に反映させていただきました。

意見の全体の構成は、1「担い手への農地利用の集積・集約化」、2「遊休農地の発生防止解消」、3「新規参入の促進」、4「その他」に分類し、それぞれに数項目の意見を掲げ、全体では13項目の意見としております。

なお、市長への提出は、10月中を予定しております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第40号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任をいただきたいと思います。

このことを踏まえ、議案第40号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第40号は、承認することに決定し、市長へ意見を提出いたします。

続きまして、議事日程第4、報告事項に入ります。

報告第57号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

8ページの報告第57号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は3件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第57号を終わります。

続きまして、報告第58号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

9ページの報告第58号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第58号を終わります。

続きまして、報告第59号「農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利取得の届出について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

10ページの報告第59号は、山口県が施行する公共事業のために必要とする農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するため、農地の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第59号を終わります。

続きまして、報告第60号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

11ページの報告第60号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するため、農地の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載の通りで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第60号を終わります。

続きまして、報告第61号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお

願います。

山本事務局長

山本事務局長

12ページの報告第61号は、農業委員会に文書を提出することで許可は要しないとされているもので、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第61号を終わります。

続きまして、報告第62号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

13ページの報告第62号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第62号を終わります。

続きまして、報告第63号「現況が農地でないことの証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

14ページから15ページの報告第63号は、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする方からの申請に基づき証明をするもので、今回は4件です。

内容は記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

なお、番号1番の農用地5筆につきましては、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業整備地域整備計画の随時変更を行い、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第63号を終わります。

続きまして、本日お配りいたしました「議案（その2）」の議事日程第5、議決事項の追加に入ります。

それでは、議案第41号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

それでは、議案（その2）の1ページ、議案第41号について、ご説明いたします。

10月4日付けで、第20区、高瀬区域の農地利用最適化推進委員から、一身上の都合により、辞任届が提出されました。

推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23

条に、「正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されていることから、この度、委員会にお諮りするものです。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の議案第41号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号について採決を行います。

同意することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号は、同意することに決定いたします。

以上で、議案第41号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第10回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時45分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年10月11日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 藤 原 典 子

委 員 山 崎 光 男